

滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期・飲食店等）
（令和3年9月13日（月）から9月30日（木）まで実施分）

募集要領

（留意事項）

緊急事態宣言の発出に伴い、令和3年9月13日（月）から9月30日（木）までで行った休業要請または営業時間の短縮要請等に御協力いただいた滋賀県内の飲食店等を運営する企業、団体および個人事業主の皆様は、本募集要領により申請してください。また、大規模施設内にある飲食店等で、協力金の給付要件を満たす施設については、本募集要領により申請してください。

滋賀県緊急事態措置に係る協力金	
対象地域	県内全域
要請期間	令和3年9月13日（月）～9月30日（木）【18日間】
対象業種	・飲食店、遊興施設等（飲食店営業許可等を受けている施設）
対象施設 主な要請内容	別表1（本要領P3）のとおり
対象者	・中小企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有する者）、団体および個人事業主 ・大企業およびみなし大企業
連続要件	休業要請等に原則、全ての期間で御協力いただける場合
協力金額	令和2年または令和元年の9月の1日当たりの売上高に応じて給付 （詳細は本募集要領P5「3 給付額」参照）

【受付期間】

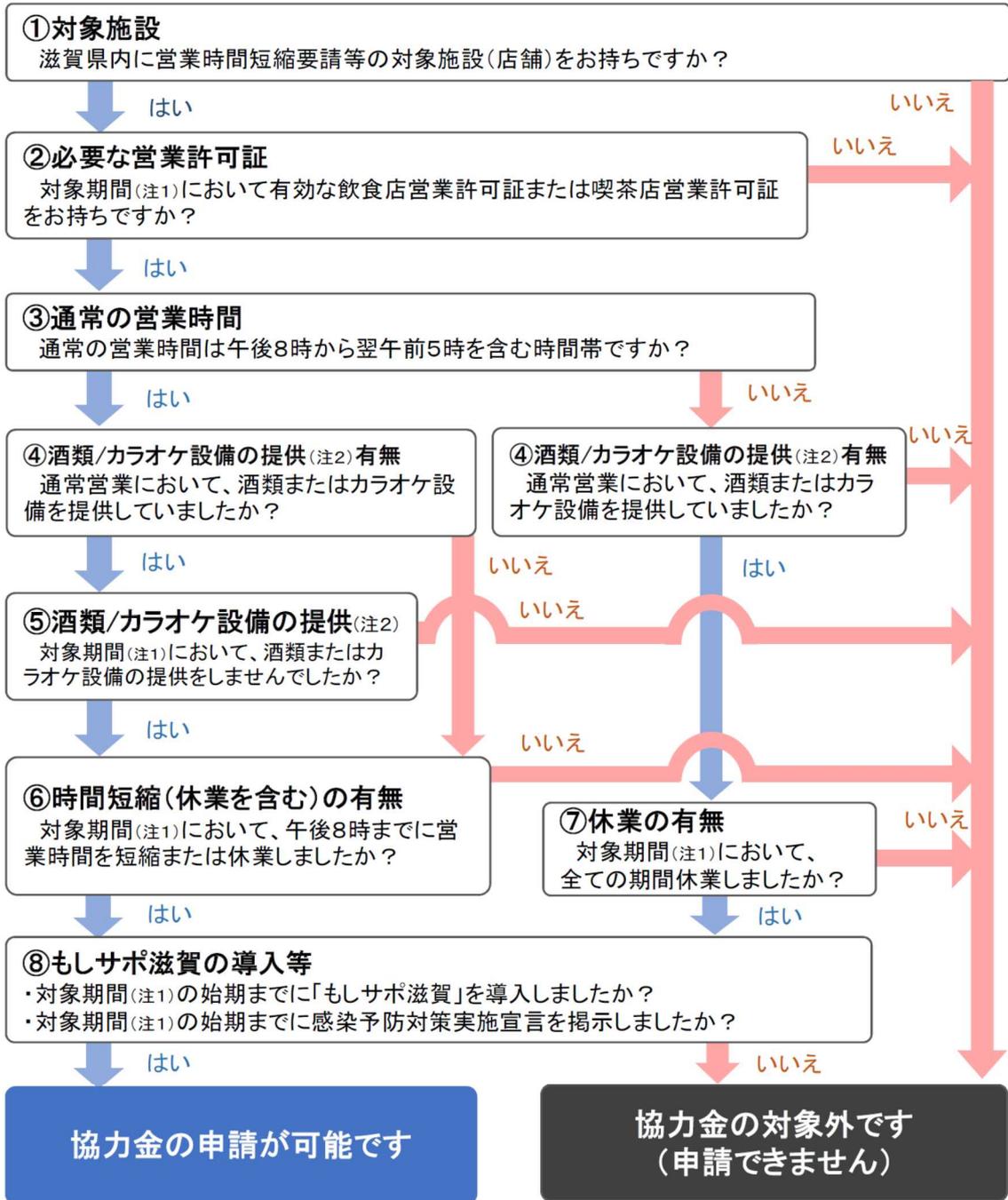
- オンライン申請の場合
令和3年10月1日（金）15:00（予定）～10月31日（日）23:59
滋賀県営業時間短縮要請に係る協力金給付事業
（URL）<https://www.shiga-jitankyouryokukin.jp/>
- 郵送申請の場合（必ず、簡易書留など追跡できる発送方法で申請をお願いします。）
令和3年10月1日（金）～11月1日（月）（消印有効）

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内
 滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期）受付 あて

【問合先】（問合せ時間は9時から17時まで（土、日および祝日は除く。））

- 協力金の申請手続きに関すること
滋賀県時短協力金コールセンター 電話番号：0570-666-323
- 緊急事態宣言、時短要請および解除等に関すること
滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター 電話番号：077-528-1344

協力金給付対象フローチャート(飲食店等)



注1) 対象期間：令和3年9月13日から9月30日まで全面的に要請を遵守
 注2) 利用者による酒類の店内持込を含みます。

●緊急事態措置 対象施設・要請内容

施設の種類		要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む。）、 喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。）	酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）またはカラオケ設備提供をする場合	休業
	【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、 インターネットカフェ等（※） で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗		
	【カラオケ】 カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む。）	酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）およびカラオケ設備を提供しない場合	営業時間短縮 （5時から20時まで）
	【結婚式場】		

・結婚式場は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく（50人または収容定員の50%のいずれか小さいほう）での開催を依頼。

○営業に際しての要請内容

（特措法第45条第2項に基づく要請）

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の整理および誘導
- ・発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・施設の消毒、換気
- ・マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知
- ・アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策（特措法第24条第9項に基づく要請）
- ・「もしサポ滋賀」の登録およびQRコードの読み取りの呼びかけ
- ・感染予防対策実施宣言書の掲示
- ・業種別ガイドラインの遵守（最新の業種別ガイドラインの確認）

※インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持ち込み含む。）およびカラオケ設備の使用自粛の協力を依頼。

1 概要

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、令和3年8月27日から新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第45条第2項等に基づき、県内の飲食店等の施設（以下「対象施設」という。）について休業または営業時間の短縮等（以下「休業等」という。）について要請し、要請期間を令和3年9月30日まで延長しました（対象の施設例や主な要請内容は本募集要領P3参照。）。

この要請に応じて、休業等をされた対象施設で事業を営み、全面的に御協力いただいた中小企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有する者）、団体および個人事業主（以下「中小企業等」という。（本募集要領P8参照））の皆様、中小企業等以外の皆様（いわゆる大企業およびみなし大企業（以下「大企業等」という。本募集要領P9参照））に対して、「滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期・飲食店等）」（以下「協力金」という。）を給付します。

2 給付要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 休業等の要請を受けた対象施設を運営し、要請期間中、全面的に御協力いただいた中小企業等および大企業等であること。なお、県内に対象施設があり、他都道府県に本社がある事業者も対象。
- (2) 各業種における業界のガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入していること。
- (3) 対象施設に関して、食品衛生法上の飲食店営業または喫茶店営業の許可を取得していること。
- (4) 原則、要請開始日（令和3年9月13日）より前に開店しており、営業実態があること。
- (5) 申請者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - ⑦ ②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

3 給付額

- 協力金については、売上高や売上高減少額といった指標をもとに、事業規模に応じて給付します。
- 中小企業等は、「売上高方式」か「売上高減少額方式」を選択できます。
- 大企業等は、「売上高減少額方式」を選択してください。
- 申請店舗における飲食部門売上高（店舗別の飲食部門と他部門の売上を分けること。）をもとに、1日当たりの給付額を計算し、休業等に応じた日数分を給付します（定休日等の店休日は、協力金の給付対象となる日数には含みません。）。
- なお、緊急事態宣言の発出に伴う協力金の給付額の計算に当たっては、その基礎となる計算式において、市町の区別はありません。

ア 売上高方式

令和2年または令和元年の9月における対象施設の飲食部門の1日当たりの売上高（消費税および地方消費税を除く）（※）を基に算出。

開店1年未満の対象施設や事業承継などにより過去の売上高を算出できない場合は、特例措置があります。

※ 1日当たりの売上高

= 令和2年9月（または令和元年9月）の売上高÷30日 または

= 令和2年9月13日から9月30日（または令和元年9月13日から9月30日）の売上高÷18日

【給付額】

- 令和2年または令和元年の9月の飲食部門における1日当たりの売上高が、
 - ① 100,000円以下
→ 1対象施設につき、4万円 × 休業等に応じた日数
 - ② 100,000超～250,000円
→ 1対象施設につき、4～10万円（1日当たり売上高の4割）
× 休業等に応じた日数
 - ③ 250,000円超
→ 1対象施設につき、10万円 × 休業等に応じた日数

イ 売上高減少額方式

令和2年または令和元年の9月における対象施設の飲食部門の売上高（消費税および地方消費税を除く）から令和3年9月における申請店舗の飲食部門の売上高（消費税および地方消費税を除く）を引いた、1日当たりの売上高減少額（※）を基に算出。

※ 1日当たりの売上高減少額

= （令和2年9月または令和元年9月の売上高－令和3年9月の売上高）÷30日

または

= （令和2年9月13日から9月30日または令和元年9月13日から9月30日の売上高－令和3年9月13日から9月30日の売上高）÷18日

【給付額】

- 1日当たりの売上高減少額が250,000円超
→ 売上高減少額に応じて、0～20万円（売上高減少額の4割）
× 休業等に応じた日数

4 申請

(1) 受付期間

- オンライン申請の場合
令和3年10月1日（金）15:00（予定）～10月31日（日）23:59
滋賀県営業時間短縮要請に係る協力金給付事業
(URL) <https://www.shiga-jitankyouryokukin.jp/>
- 郵送申請の場合（必ず、簡易書留など追跡できる発送方法で申請をお願いします。）
令和3年10月1日（金）～11月1日（月）（消印有効）
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内
滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期）受付 あて

(2) 申請書類

- 別表2（本募集要領P12参照）に定める申請書類を提出してください。
- 「滋賀県営業時間短縮等要請に係る協力金（飲食店等）」「滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第2期・飲食店等）」に基づき、申請された中小企業等および大企業等の皆様は、申請書類の一部を省略できます。（本募集要領P13参照）
- 郵送申請をされた方には、受付番号を通知しますので、給付完了まで大切に保管をお願いします。
- 申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。
- 必要に応じて追加書類の提出および申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなすことがあります。

(3) 給付の決定

- 申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、協力金の給付を決定し、指定口座に振り込むことをもって、給付通知とします。
- 協力金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を発送します（通知の再発行はいたしません。）。

5 その他

- 給付の決定後、給付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、協力金を返還していただく場合があります。不正受給は犯罪です。
- 申請者については、県からのお願いに対して協力を表明していただいた事業者として、事業者の名称および所在地等を公表することがあります。
- 協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、県は、対象施設の休業等の取組状況の検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- 県は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。

- 県は、給付または不給付に関する情報ならびに申請書類等に記載された情報について、国・市町等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・給付等の事務のために提供することがあります。

6 問合せ先（問合せ時間は9時から17時まで（土、日および祝日は除く。））

- 協力金の申請手続きに関すること
滋賀県時短協力金コールセンター
電話番号：0570-666-323
- 緊急事態宣言、時短要請および解除等に関すること
滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター
電話番号：077-528-1344

● 中小企業者の要件

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有するもの。
- (2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等県内において事業を行う者で、下表「中小企業者」に準じ、各要件を満たすもの。

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種 （②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

- ・ 資本金は、資本の額または出資の総額をいいます。
- ・ 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、使用期間中の者は含まれません。
- ・ 資本金および従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。

<従業員数について>

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (1) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- (2) 個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含む。）
- (3) 以下のいずれかの条件に該当するパート労働者等
 - (3-1) 日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）
 - (3-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者

※ 「通常の従業員」について

本募集要領における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1 日または 1 週間の労働時間および 1 か月の所定労働日数が通常の従業員の 4 分の 3 以下である）はパートタイム労働者とします。

※ 「(3-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1 日の労働時間および 1 か月の

所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

● **みなし大企業**

次のいずれかに該当する中小企業をいいます。

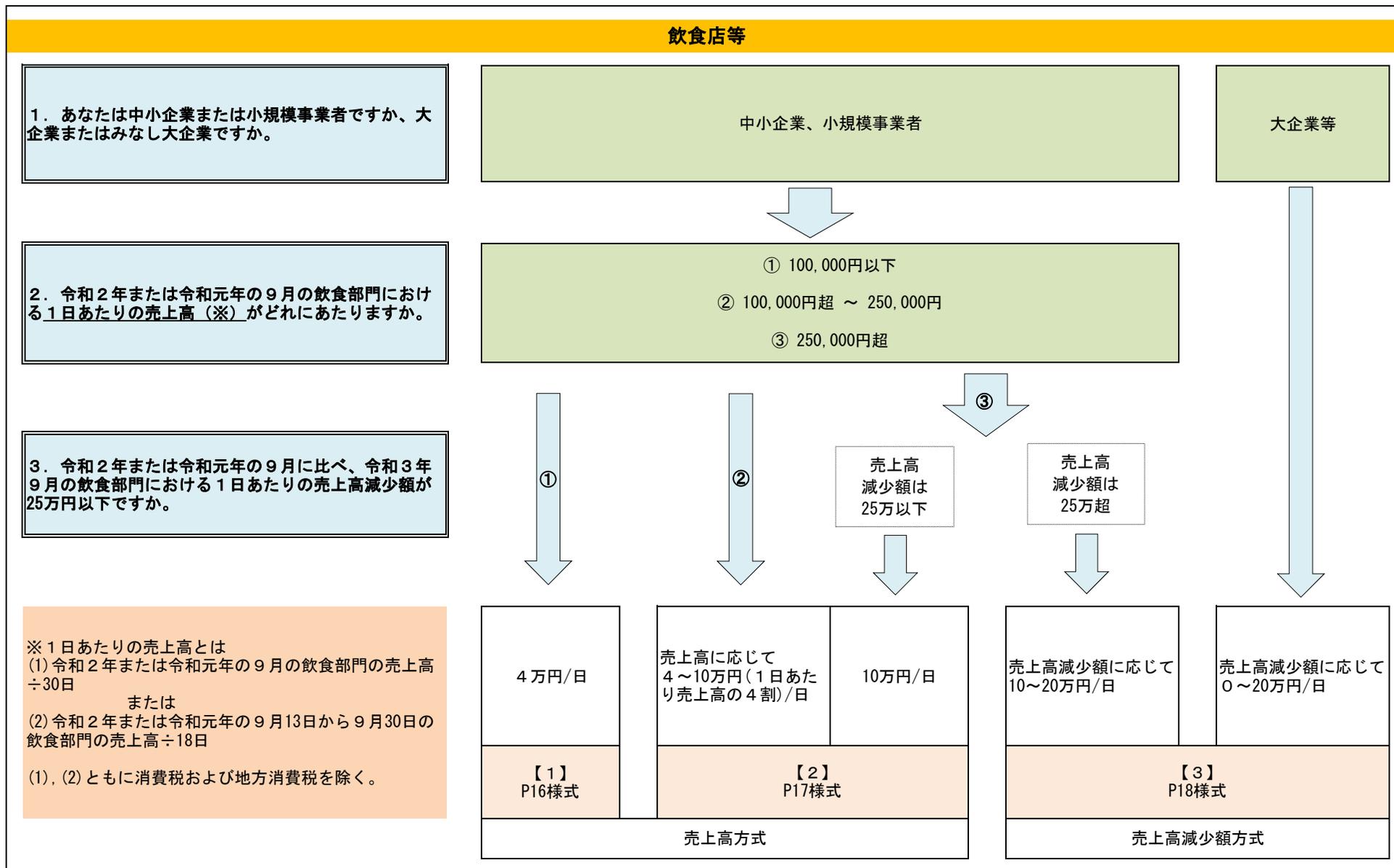
- ア 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している法人
- イ 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が有している法人
- ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人

● 申請様式等

項目	頁数
・ 協力金給付額フローチャート	P11
【飲食店等申請関係】	
・ 申請書類一覧（飲食店等）	P12
・ 提出書類の一部省略（飲食店等）	P13
・ 緊急事態措置協力金（第3期）申請書（飲食）	P14
・ （様式）申請書別紙（施設に関する情報・飲食）	P15
・ 給付額計算書（飲食店等・【1】～【3】）	P16
【新規開業特例】	
① 給付額計算書（飲食店等・新規開業特例） （9月13日から9月30日まで実施分）	P19
② 給付額計算書（飲食店等・新規開業特例） （8月9日から8月26日まで実施分）	P22
③ 給付額計算書（飲食店等・新規開業特例） （8月27日から9月12日まで実施分）	P26
【対象者のみ】	
・ 飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証に係る申立書 （営業許可証の名義と本募集要領における協力金の申請者名義が異なる場合に添付）	P28
【共通】	
・ 誓約書	P29
・ 支払口座振替依頼書	P30

※ 新規開業特例の②、③については、開業日に応じて、令和3年8月8日（日）から8月26日（木）まで実施分の飲食店等に対する営業時間短縮等要請および令和3年8月27日（金）から9月12日（日）まで実施分の飲食店等に対する休業または営業時間短縮等要請に全面的に御協力いただき、要請に係る協力金を申請または受給実績のある事業者のみ利用できます。

○ 協力金給付額フローチャート



(凡例)
○：必要書類
－：添付不要

● 申請書類一覧

飲食店等			
	項目	オンライン申請	郵送申請
申請者に関する書類	① 滋賀県緊急事態措置に係る協力金(第3期)申請書【飲食店等】	－	○
	② 誓約書	○	○
	③ 支払口座振替依頼書 ※口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。	○	○
	④ 本人確認書類 【法人】法人代表者の運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ) 【個人】運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ) ※有効期限内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合には、裏面の写しも提出してください。	○	○
	⑤ 口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料(通帳の表紙裏の写しなど) ※振込先の口座は、個人事業主の場合は申請者御本人名義の口座、法人の場合は当該法人の口座に限ります。	○	○
	⑥ 事業内容を確認できる書類 【法人】定款、履歴事項全部証明書、確定申告書等いずれか1つ 【個人】確定申告書、開業届等いずれか1つ (なお、新規開業特例を活用し協力金を申請する場合は、開業した日が分かる書類必須。)	○	○
施設(店舗)に関する書類	⑦ 申請書別紙様式(施設に関する情報)	－	○
	⑧ 申請書別紙様式(給付額計算書)	－	○
	⑨ 業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる資料(食品衛生法における飲食店営業許可証の写し、喫茶店営業許可証の写し等)	○	○
	⑩ 施設(店舗)の外観(屋号が分かるもの)の写真	○	○
	⑪ 施設(店舗)の内観(店内の様子分かるもの)の写真	○	○
	⑫ 感染予防対策実施宣言書の掲示が確認できる資料	○	○
	⑬ 「もしサボ滋賀」を導入していることが確認できる資料	○	○
	⑭ 日毎の売上状況等が確認できる資料 【売上高方式の場合】 令和2年または令和元年9月の帳簿、確定申告書等いずれか1つ(※ただし、申請額が下限値である場合には、添付不要) 【売上高減少額方式の場合】 令和2年または令和元年9月の帳簿、確定申告書等いずれか1つおよび令和3年9月の帳簿等	○	○
	⑮ 通常(休業等の対応以前)の営業時間(定休日含む)が分かる資料(例:営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表の写し等)	○	○
	⑯ 休業、営業時間の短縮状況および酒類の提供制限が分かる資料 ※お客様へのお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知等(休業等の期間、酒類の提供をしていないこと、閉店時間がわかるもの)	○	○
	⑰ 【カラオケ設備を提供している方】 カラオケ自粛が分かる書類(お客様にカラオケの自粛をお知らせするために貼り紙等を掲示したことが分かる写真、ホームページでの告知等)	○	○

※複数の施設(店舗)を申請する場合には、施設(店舗)に関する書類(⑦～⑰)は、店舗ごとに作成してください。

●滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期）提出書類の一部省略について

滋賀県営業時間短縮等要請に係る協力金（飲食店等）（令和3年8月8日（日）から8月26日（木）まで実施分）募集要領、滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第2期・飲食店等）（令和3年8月27日（金）から9月12日（日）まで実施分）募集要領にて申請された方は、本要領に基づく申請にあたって、申請書類の一部を省略できます。（非飲食業カラオケ店を除く。）

			申請実績あり	申請実績なし
提出資料	申請者に関する書類	① 滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期）申請書	○	○
		② 誓約書	○	○
		③ 支払口座振替依頼書	－（※1）	○
		④ 本人確認書類	○（※2）	○
		⑤ 口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料	－（※1）	○
		⑥ 事業内容を確認できる書類	○	○
	施設（店舗）に関する書類	⑦ 申請書別紙様式（施設に関する情報）	○	○
		⑧ 申請書別紙様式（給付額計算書）	○	○
		⑨ 営業許可証	－（※3）	○
		⑩ 施設（店舗）の外観（屋号が分かるもの）の写真	－	○
		⑪ 施設（店舗）の内観（店内の様子が分かるもの）の写真	－	○
		⑫ 感染予防対策実施宣言書の掲示が確認できる資料	○	○
		⑬ 「もしサポ滋賀」を導入していることが確認できる資料	○	○
		⑭ 日毎の売上状況等が確認できる資料	○（※4）	○（※4）
		⑮ 通常（要請以前）の営業時間が分かる資料	○	○
		⑯ 休業、営業時間短縮状況および酒類の提供制限が分かる資料	○	○
		⑰ カラオケ自粛が分かる書類（カラオケ設備を提供している場合）	○	○

※1 前回申請時の提出書類から、記載事項の変更（期間の更新や口座の変更など）がある場合は添付必要。

※2 第1期（令和3年8月8日（日）から8月26日（木）まで実施分）または第2期（令和3年8月27日（金）から9月12日（日）まで実施分）で提出された方は変更なければ添付不要。

※3 有効な営業許可証かを確認するため、前回申請時から許可期間の更新等、内容の変更があった場合は添付必要。

※4 中小企業等で売上高方式を選択され、申請店舗すべてが下限値の給付額である場合は添付不要。

滋賀県緊急事態措置に係る協力金(第3期)申請書【飲食店等】 (令和3年9月13日～9月30日実施分)

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県からの休業等の要請に対し、申請するすべての店舗において全面的に協力したため、休業等に係る協力金を申請します。

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

1 申請者の情報

法人の方									
所在地 (法人住所)	〒	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
フリガナ						フリガナ			
法人名						代表者職・氏名			
経営規模	<input type="checkbox"/> 大企業		<input type="checkbox"/> みなし大企業		<input type="checkbox"/> 中小企業等		(※いずれかにチェックしてください。)		
資本金(または出資金)			万円	常時雇用する従業員数		人	中小企業基本法上の業種		
法人番号						※13桁で必ずご記入ください。			

個人事業主の方									
住所 (事業主)	〒	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
フリガナ						明治・大正・昭和・平成			
氏名					生年月日		年	月	日

日中連絡が取れる方	フリガナ				電話番号				
	氏名				メールアドレス				

2 申請店舗数 (県内の店舗に限ります)

店舗

※店舗ごとに、別様式「申請書（施設に関する情報）」を作成し、添付してください

3 申請額

協力金「給付額計算書」の合計（〔1〕～〔3〕）

万円

※申請額は、様式（給付額計算書）により算出した金額の合計を記入してください。

給付額計算書

「協力金給付額フローチャート」【1】の場合

給付額は1日当たり4万円です。

$$40,000 \text{ 円} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{協力日数} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} \text{ 日} = \begin{array}{|c|} \hline \text{当該店舗の給付額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} \text{ 円}$$

※(様式)施設に関する情報に記載の協力日数

上記内容で申請します。

● 手書きでない場合は、黄色の着色セルを入力してください。

給付額計算書

「協力金給付額フローチャート」【2】の場合(売上高方式)

給付額の計算が必要です。以下を記入して給付額を確定してください。

● 1日あたりの売上高を以下のどちらで計算しますか。(□にチェックしてください)

- ① 令和2年9月(または令和元年9月)の売上高÷30日(基準日数)
- ② 令和2年9月13日から9月30日(または令和元年9月13日から9月30日)の売上高÷18日(基準日数)

①令和2年(または令和元年)の9月の売上高計 ②令和2年(または令和元年)9月13日から9月30日の売上高計	基準日数 ①30日 ②18日	30 日 × 0.4
	÷	

=

令和2年(または令和元年)9月の1日当たり売上単価

円

千円未満切上



1日当たり給付単価(※)

円

計算結果が
 ・4万円以下→4万円
 ・10万円以上→10万円
 として手入力

※1日当たり給付単価が4万円以下の場合は下限値である4万円、10万円以上の場合は上限値の10万円になりますので、計算結果が下限値(または上限値)を下回る(または上回る)場合は、1日当たり給付単価を修正して、協力日数を掛けてください。

×

協力日数

日

=

当該店舗の給付額

円

※(様式)施設に関する情報に記載の協力日数

上記内容で申請します。

● 手書きでない場合は、黄色の着色セルを入力してください。

給付額計算書

「協力金給付額フローチャート」【3】の場合(売上高減少額方式)

給付額の計算が必要です。以下を記入して給付額を確定してください。

● 1日あたりの売上高を以下のどちらで計算しますか。(□にチェックしてください)

- ① 令和2年9月(または令和元年9月)の売上高÷30日(基準日数)
- ② 令和2年9月13日から9月30日(または令和元年9月13日から9月30日)の売上高÷18日(基準日数)

①令和2年(または令和元年)の9月の売上高計 ②令和2年(または令和元年)9月13日から9月30日の売上高計 <div style="background-color: yellow; height: 20px; width: 100%;"></div> 円	-	①令和3年9月の売上高計 ②令和3年9月13日から9月30日の売上高計 <div style="background-color: yellow; height: 20px; width: 100%;"></div> 円
---	---	--

=

令和3年9月における売上高減少額	÷	基準日数 ①30日 ②18日 30	日	×	0.4
円					

=

1日当たり売上高減少単価
円

=

千円未満切上 →

1日当たり給付単価(※)	円
円	

計算結果が20万円以上は、1日あたり給付単価を手入力で20万円としてください。

※20万円以上の場合は上限値の20万円になりますので、計算結果が上回る場合は、1日当たり給付単価を修正して、協力日数を掛けてください。

×

協力日数	日	=	当該店舗の給付額
円			円

※(様式)施設に関する情報に記載の協力日数

上記内容で申請します。

● 手書きでない場合は、黄色の着色セルを入力してください。

給付額計算書（新規開業特例）

①

令和3年8月31日から令和3年9月30日までの間で開業された方

(売上高方式)

給付額は1日当たり4万円です。

40,000	円	×	協力日数		日	=	当該店舗の給付額	
			<div style="background-color: yellow; width: 100px; height: 20px;"></div>				<div style="width: 100px; height: 20px;"></div>	
							円	

※(様式)施設に関する情報に記載の協力日数

上記内容で申請します。

● 手書きでない場合は、黄色の着色セルを入力してください。

給付額計算書（新規開業特例）

①

令和2年9月14日から令和3年8月30日までの間で開業された方

（売上高方式）

給付額の計算が必要です。以下を記入して給付額を確定してください。

<p>(入力例) ・2020/9/28 ・2021/3/23</p>	
開業日	基準日
	2021/9/12
-	
開業日から基準日までの売上高計	開業日から基準日までの日数
円	÷
	日 × 0.4
=	
開業日から基準日までの1日当たり売上単価	
円	
千円未満切上	
=	
1日当たり給付単価(※)	
40,000 円	

※1日当たり給付単価が4万円以下の場合は下限値である4万円、10万円以上の場合は上限値の10万円になりますので、計算結果が下限値(または上限値)を下回る(または上回る)場合は、1日当たり給付単価を修正して、協力日数を掛けてください。

協力日数	当該店舗の給付額
日	円
×	=

※(様式)施設に関する情報に記載の協力日数

上記内容で申請します。

● 手書きでない場合は、黄色の着色セルを入力してください。

給付額計算書（新規開業特例）

①

令和2年9月14日から令和3年8月30日までの間で開業された方

（売上高減少方式）

給付額の計算が必要です。以下を記入して給付額を確定してください。

開業日	-	基準日
		2021/9/12

(入力例)
・2020/9/28
・2021/3/23

開業日から令和3年8月30日までの売上高計	÷	開業日から基準日までの日数	日	=	①	1日あたり売上高
						円

令和3年8月31日から9月12日までの売上高計	÷	令和3年8月31日から9月12日までの日数	日	=	②	1日あたり売上高
		13				円

$$(\text{①} - \text{②}) \times 0.4 = \text{円}$$

(一日あたり給付単価(千円未満切上))

※20万円以上の場合は上限値の20万円になりますので、計算結果が上回る場合は、1日当たり給付単価を修正して、協力日数を掛けてください。

$$\times \text{日} = \text{円}$$

(協力日数)

(当該店舗の給付額)

※(様式)施設に関する情報に記載の協力日数

上記内容で申請します。

● 手書きでない場合は、黄色の着色セルを入力してください。

給付額計算書（新規開業特例）

県内全域

令和2年8月9日から令和3年7月25日までの間で開業された方

②

(売上高方式)

給付額の計算が必要です。以下を記入して給付額を確定してください。

● 算定式の基準となる日を選んでください。（□にチェックしてください）

- ① 令和3年8月7日(土)
- ② 令和3年7月31日(土)

(入力例)
・2020/8/28
・2021/3/23

開業日	-	基準日
		2021/8/7

開業日から基準日までの売上高計		円	÷	開業日から基準日までの日数		日	×	0.4

開業日から基準日までの1日当たり売上単価
円

千円未満切上		1日当たり給付単価(※)
➔		40,000
		円

※1日当たり給付単価が4万円以下の場合は下限値である4万円、10万円以上の場合は上限値の10万円になりますので、計算結果が下限値(または上限値)を下回る(または上回る)場合は、1日当たり給付単価を修正して、協力日数を掛けてください。

	×	協力日数		=	当該店舗の給付額
		日			円

※(様式)施設に関する情報に記載の日数

上記内容で申請します。

● 手書きでない場合は、黄色の着色セルを入力してください。

給付額計算書（新規開業特例）

県内全域

令和2年8月9日から令和3年7月25日までの間で開業された方

②

(売上高減少方式)

給付額の計算が必要です。以下を記入して給付額を確定してください。

開業日	-	基準日
		2021/7/25

(入力例)
・2020/8/28
・2021/3/23

開業日から令和3年7月25日までの売上高計	÷	開業日から基準日まで の日数	日	=	①	1日あたり売上高
		円			円	円

令和3年7月26日から8月7日までの売上高計	÷	令和3年7月26日から8 月7日までの日数	日	=	②	1日あたり売上高
		円			13	円

(① - ②) × 0.4 =	一日あたり給付単価(千円未満切上)
	円

※20万円以上の場合は上限値の20万円になりますので、計算結果が上回る場合は、1日当たり給付単価を修正して、協力日数を掛けてください。

×	協力日数	日	=	当該店舗の給付額
				円

※(様式)施設に関する情報に記載の日数

上記内容で申請します。

● 手書きでない場合は、黄色の着色セルを入力してください。

給付額計算書（新規開業特例）

③

令和2年8月28日から令和3年8月13日までの間で開業された方

（売上高方式）

給付額の計算が必要です。以下を記入して給付額を確定してください。

<p>(入力例) ・2020/8/28 ・2021/3/23</p>	
開業日	基準日
	2021/8/26
-	
開業日から基準日までの売上高計	開業日から基準日までの日数
円	÷
	日 × 0.4
=	
開業日から基準日までの1日当たり売上単価	
円	
千円未満切上	
=	
1日当たり給付単価(※)	
40,000 円	

※1日当たり給付単価が4万円以下の場合は下限値である4万円、10万円以上の場合は上限値の10万円になりますので、計算結果が下限値(または上限値)を下回る(または上回る)場合は、1日当たり給付単価を修正して、協力日数を掛けてください。

協力日数	当該店舗の給付額
日	円
×	=

※(様式)施設に関する情報に記載の協力日数

上記内容で申請します。

● 手書きでない場合は、黄色の着色セルを入力してください。

給付額計算書（新規開業特例）

③

令和2年8月28日から令和3年8月13日までの間で開業された方

(売上高減少方式)

給付額の計算が必要です。以下を記入して給付額を確定してください。

開業日	-	基準日
		2021/8/13

(入力例)
・2020/8/28
・2021/3/23

開業日から令和3年8月13日までの売上高計	÷	開業日から基準日まで の日数	日	=	1日あたり売上高
		円			①

令和3年8月14日から8月26日までの売上高計	÷	令和3年8月14日から8 月26日までの日数	日	=	1日あたり売上高
		円			13

$$(\text{①} - \text{②}) \times 0.4 = \text{一日あたり給付単価(千円未満切上)} \text{円}$$

※20万円以上の場合は上限値の20万円になりますので、計算結果が上回る場合は、1日当たり給付単価を修正して、協力日数を掛けてください。

$$\times \text{協力日数(日)} = \text{当該店舗の給付額(円)}$$

※(様式)施設に関する情報に記載の協力日数

上記内容で申請します。

● 手書きでない場合は、黄色の着色セルを入力してください。

【9月13日～9月30日分】

飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証に係る申立書

滋賀県知事 様

【対象施設（店舗）の情報】 (所在地) (名称) _____ _____
--

上記店舗に係る飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証に記載されている名義（氏名または名称）について、申請者の名義（氏名または名称）と一致していないのは、次の理由であることから、申請者が対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有しているものとして、滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期・飲食店等）の申請を行います。

【理由】

上記の内容について証明します。

【申請者 自署欄】 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>記入日 令和 年 月 日</td></tr></table> 本店所在地（個人事業主の住所） _____ 事業者名（法人名または屋号） _____ 代表者名（申請者の氏名） _____	記入日 令和 年 月 日
記入日 令和 年 月 日	

【飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の名義人 自署欄】 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>記入日 令和 年 月 日</td></tr></table> 住所（法人は本店所在地） _____ 氏名（法人は法人名および代表者氏名） _____ 連絡先（電話番号） _____	記入日 令和 年 月 日
記入日 令和 年 月 日	

誓約書

私は、滋賀県が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項および第45条第2項に基づく要請（以下「法に基づく要請」という。）に応じて、「滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期・飲食店等）（令和3年9月13日（月）から9月30日（木）まで実施分）募集要領」（以下「協力金要領」という。）に基づき協力金を申請するにあたり、下記の内容に間違いのないことを誓約します。

記

- 1 時短営業等の要請を受けた対象施設を運営し、要請期間中、全面的に協力するなど、協力金要領「2 給付要件」に定める要件を満たしています。
- 2 各業種における業界のガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入しています。
- 3 協力金の給付決定後、法に基づく要請の期間内に休業していないことや酒類等の提供など、給付要件に違反する事実や申請書類の不正その他給付要件を満たさないことが判明した場合は、速やかに協力金を全額返還します。
- 4 検査、報告または是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 法に基づく要請に対して協力を表明していただいた事業者として、事業者の名称および所在地等を公表することに同意します。
- 6 申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- 7 給付または不給付に関する情報ならびに申請書類等に記載された情報について、国・市町等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・給付等の事務のために提供することに同意します。
- 8 店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、法に基づく要請に対する実施権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、滋賀県が申請店舗の関係者に対して、当該申請の内容について調査することに同意します。
- 9 申請者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 10 9の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体または個人ではありません。
- 11 滋賀県が必要と認める場合、本誓約書について、滋賀県警察本部に提供することに同意します。
- 12 その他、協力金の給付にあたり、県が必要と認める書類の提出を求められた場合は、速やかに提出します。

令和3年 月 日

滋賀県知事 様

所在地

（法人の場合は法人所在地、個人の場合は個人自宅住所）

法人名

（法人のみ）

代表者職・氏名（※）

※法人の代表者または個人事業主が自署してください。

支払口座振替依頼書

令和 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

【申請者】

法人所在地または個人自宅住所
〒 -

法人名（法人のみ）

法人代表者職・氏名または個人氏名

滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期・飲食店等）（令和3年9月13日（月）から9月30日（木）まで実施分）について、審査の結果、適正と認められ、給付決定されたときは、下記の口座へ協力金を振り込んでください。

金融機関名	銀行・信用金庫 本店・支店		
	信用組合・農協 本所・支所・出張所		
金融機関コード		支店コード	
預金の種類	1. 普通（総合口座） 2. 当座		
口座番号			番号は右づめで ご記入ください。
口座名義			預金通帳に記載 されているとお りにご記入くだ さい。

（注）

- ・口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料（通帳の表紙裏の写しなど）を添付してください。
- ・振込先の口座は、個人事業主の場合は申請者御本人名義の口座、法人の場合は当該法人の口座に限ります。
- ・屋号・店舗名の有無、スペースの有無、法人格の省略など口座名義等は正確に記載してください。一部でも誤りがある場合は振込ができません。